

## 居宅サービス事業者等の指定に対する保険者の関与について

介護保険制度は、在宅ケアを推進してきた結果、在宅サービスの供給量（事業者数）が拡大している。一方、訪問介護・通所介護等の供給量が多いと判断している市町村もあり、保険者機能強化の観点から、在宅サービスの事業者指定について、市町村の関与を強化していくこととなっている。

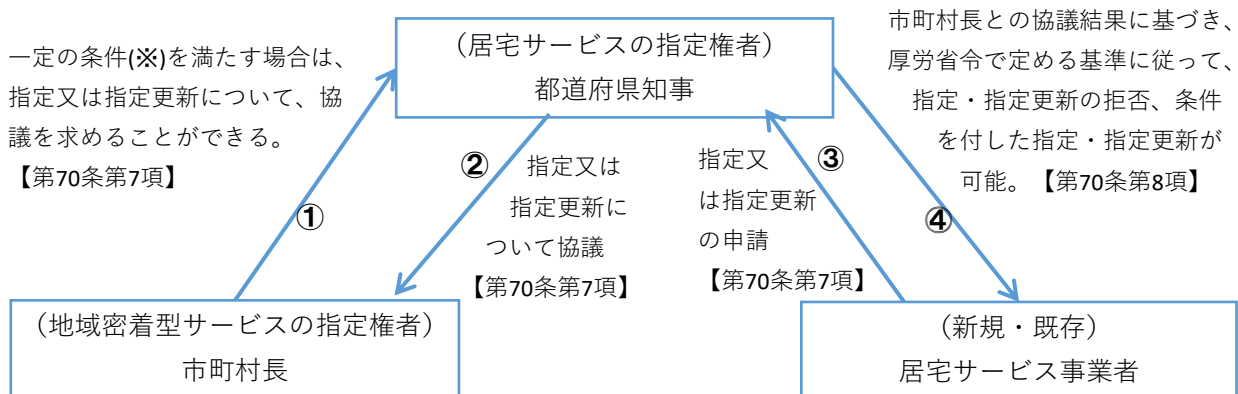
関与の仕組み	都道府県指定のサービス	市町村指定のサービス
総量規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険3施設</li> <li>特定施設入居者生活介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症対応型共同生活介護</li> <li>地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> </ul>
公募制	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>小規模多機能型居宅介護</li> <li>看護小規模多機能型居宅介護</li> </ul>
市町村協議制による指定拒否・条件付加 ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護等があることが条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護</li> <li>通所介護</li> <li>短期入所生活介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域密着型通所介護</li> </ul>
条件付加	居宅サービス全体	地域密着型サービス全体

### 【市町村協議制とは】

- 市町村に指定権限がある定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護が当該市町村の区域内にある場合等において、
  - その区域内の訪問介護・通所介護・短期入所の量が市町村の介護保険事業計画に定める見込量を上回るか、又は計画の達成にあたり支障があると判断した場合には、
  - 市町村は、都道府県の行う訪問介護・通所介護・短期入所の指定について都道府県に協議を求めることができる。この場合、都道府県はその求めに応じなければならない。
- ⇒都道府県は、市町村との協議結果を踏まえて、訪問介護・通所介護・短期入所の指定を拒否し、又は指定に当たり条件を付すことができる。

例) サービスの提供範囲を限定すること（定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を行う事業所が所在する区域の利用者に対しては、サービス提供を行わないこと）を条件として付すことが可能。

## 市町村協議制の基本スキームのイメージ図



※ (i) (ii) のいずれにも該当している場合

(i) 厚生労働省令で定める場合。

具体的には、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所が当該市町村の区域内にある場合」や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に公募指定を行っている場合」。

(ii) 以下のいずれかに該当すると認めるとき

ア. 当該市町村又は当該市町村内の日常生活圏域における当該訪問介護・通所介護・短期入所の量が、市町村介護保険事業計画で定める見込量に既に達している場合、又は申請に係る指定によって当該見込量を超えることになるとき

イ. アのほか、計画の達成に支障を生ずるおそれがあるとき

### 古賀市では、通所介護の都道府県指定について、条件付加として福岡県へ市町村協議を実施したい。

#### 1. 市町村協議の条件

以下の理由により、条件を満たしている。

- (i) 古賀市が、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護の公募指定をしている。
- (ii) ア. 平成30年度の通所介護の給付費が見込量の114%、第7期事業計画最終年度(2020年度)の見込量の99%となっており、指定によって見込量を超える可能性が高い。
- (ii) イ. 市内にある小規模多機能型居宅介護事業所の稼働率が55%であり、指定によって当該事業の利用が阻害される可能性がある。

#### 2. 希望する条件

総合事業による第1号通所型サービス(現行・A型)の供給量が不足しているなか、利用希望は増加している。今後、さらに利用希望者の増加が想定されるなかで、当該事業の指定数の拡大が必要であることから、「古賀市の第1号通所サービス(現行・A型)の指定を受けること」を条件としたい。

#### 3. 現時点での、通所介護の新規指定予定

- ①有料老人ホーム併設の通所介護(定員75人、現行のみ指定希望)
- ②有料老人ホーム併設の通所介護(定員20人以上、現行・A型指定未定)

※開設当初は密着型通所介護(小規模型)で指定希望。有料老人ホーム運営が軌道に乗れば都道府県指定(通常規模)に転換希望。